

## 各部会等の概要及び開催状況について

◆里親審査部会

## 概要

- ・大阪市が児童福祉法第6条の4に規定する里親の認定を行うにあたり、児童福祉法施行令第29条の規定に基づき意見を述べる。

## 審査事項の内容

- ・里親の認定の適否に係る審議

## 開催状況（概ね2ヶ月に1回）

## 【平成29年度】

第1回 平成29年5月29日（月）

- ・里親認定2件（養育養子里親1件、養育里親1件）

第2回 平成29年7月27日（木）

- ・里親認定4件（養育里親4件）

第3回 平成29年10月5日（木）

- ・里親認定3件（養育里親2件、親族里親1件）

第4回 平成29年11月16日（木）

- ・里親認定2件（養育里親2件）

第5回 平成30年2月5日（月）

- ・里親認定3件（養育養子里親3件）

第6回 平成30年3月27日（火）

- ・里親認定4件（養育養子里親2件、養育里親2件）
- ・里親更新認定5件（養子里親1件、養育里親4件）

## 【平成30年度】

第1回 平成30年5月17日（木）

- ・里親認定2件（養育里親2件）

第2回 平成30年8月21日（火）

- ・里親認定1件（養育里親1件）

第3回 平成30年9月20日（木）

- ・里親認定4件（養育里親1件、養育養子里親2件、親族里親1件）

第4回 平成30年11月15日（木）

- ・里親の認定申請案件：4件

## 【参考】

## 児童福祉法（抜粋）

第6条の4 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

- 1 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他

の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。)のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの(以下「養育里親」という。)

2 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。)のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの(以下「養子縁組里親」という。)

3 第1号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(当該要保護児童の父母以外の親族であって、厚生労働省令で定めるものに限る。)のうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

### 児童福祉法施行令(抜粋)

第29条 都道府県知事は、法第6条の4第3号の規定により里親の認定をするには、法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

## ◆こども相談センター審査部会

### 概要

- ・児童福祉法第27条6項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項、子どももしくはその保護者の意向が大阪市こども相談センター又は大阪市南部こども相談センターの措置と一致しないケース、大阪市こども相談センター所長又は大阪市南部こども相談センター所長が必要と認めるケースについての意見を述べる。

### 審査事項の内容

- ・児童福祉法第28条1項に基づく施設入所措置承認申立の是非について
- ・児童福祉法第28条2項但書に基づく施設入所措置更新承認申立の是非について
- ・児童福祉法第33条の7に基づく親権喪失(停止)等の審判請求の是非について
- ・その他

### 開催状況(月1回開催)

- 【平成25年度】(17ケース)
- 【平成26年度】(25ケース)
- 【平成27年度】(30ケース)
- 【平成28年度】(29ケース)
- 【平成29年度】(27ケース)
- 【平成30年度】(26ケース) ※11月末現在

### 【参考】

#### 児童福祉法(抜粋)

(都道府県の採るべき措置)

第 27 条第 6 項 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第 1 項第 1 号から第 3 号までの措置（第 3 項の規定により採るもの及び第 28 条第 1 項第 1 号又は第 2 号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第 2 項の措置を採る場合又は第 1 項第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 2 項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

（保護者の児童虐待等の場合の措置）

第 28 条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

1 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。

2 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ること。

2 前項第 1 号及び第 2 号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から 2 年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第 27 条第 1 項第 2 号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

（親権喪失の審判等の請求）

第 33 条の 7 児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第 834 条本文、第 834 条の 2 第 1 項、第 835 条又は第 836 条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

## ◆児童虐待事例検証部会

### 概要

- ・大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、また、児童福祉法第 33 条の 15 に基づき、被措置児童等虐待を受けた児童について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べる。

### 審査事項の内容

- ・市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等にかかる調査・検証する。
- ・調査・検証の結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告する。

- ・本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べる。

#### 開催状況（死亡事例等が発生した場合、速やかに開催）

##### 【平成 29 年度】

第 1 回 平成 29 年 9 月 26 日(火)

- ・児童虐待死亡事例の検証：2 事例
- ・被措置児童等虐待事案の報告

第 2 回 平成 29 年 12 月 6 日(水)

- ・児童虐待死亡事例の検証：2 事例

第 3 回 平成 30 年 2 月 26 日(月)

- ・児童虐待死亡事例の検証：2 事例

##### 【平成 30 年度】

第 1 回 平成 30 年 6 月 25 日(月)

- ・児童虐待死亡事例の検証：2 事例

第 2 回 平成 30 年 7 月 31 日(火)

- ・児童虐待死亡事例の検証報告に向けての確認：2 事例
- ・児童虐待死亡事例の検証：1 事例

第 3 回 平成 30 年 10 月 31 日(水)

- ・児童虐待死亡事例の検証：1 事例

#### 【参考】

##### 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務等）

第 4 条第 5 条 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

##### 児童福祉法（抜粋）

第 33 条の 15 都道府県児童福祉審議会は、第 33 条の 12 第 1 項の規定による通告又は同条第 3 項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第 1 項又は第 2 項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要がある

と認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

## ◆保育事業認可部会

### 概要

- ・児童福祉法第34条の15第4項（家庭的保育事業等の認可）及び第35条第6項（保育所設置の認可）に基づき、地域型保育事業及び保育所認可前に児童福祉審議会の意見を聴取する。

### 審査事項の内容

- ・認可申請のあった内容について、児童福祉法等の基準に合致しているかの確認
- ・利用定員について、「大阪市こども・子育て支援計画」において定める確保の内容の「保育所・認定こども園、地域型保育事業」の数との整合性の確認

### 開催状況（許可申請の状況等をふまえ随時開催）

【平成29年度】5回

【平成30年度】3回 ※11月末現在

### 【参考】

#### 児童福祉法（抜粋）

##### 第34条の15

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

##### 第35条

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

6 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

## ◆保育事業認可前審査部会（第1～8部会）

### 概要

- ・認可保育所・地域型保育事業所を新たに設置し運営する事業者を募集し選定するにあたって、客観性・公平性・専門性を確保する観点から、意見を聴取する。

### 審査事項の内容

- ・認可保育所・地域型保育事業所を新たに設置し運営する事業者の選定
- ・主な審査項目
  - ・事業者の概要（事業主および委託先）

- ・事業計画
- ・整備計画

開催状況（許可申請の状況等をふまえ随時開催）

【平成 29 年度】延べ 73 回

【平成 30 年度】延べ 25 回 ※11 月末現在

## ◆児童福祉施設等事業停止審査部会

### 概要

- ・児童福祉法第 46 条第 4 項又は第 59 条第 5 項に基づき、審議事項について意見を聴取する。

### 審査事項の内容

- ・児童福祉施設に対する事業停止命令の妥当性にかかる意見聴取
- ・認可外保育施設に対する事業停止命令又は施設閉鎖命令の妥当性にかかる意見聴取

### 開催状況

- ・児童福祉専門分科会として、児童福祉施設等に対する事業停止命令にかかる審議のために開催

【平成 27 年度】認可外保育施設 1 件（1 回）

【平成 29 年度】認可保育所 1 件（3 回）

### 【参考】

#### 児童福祉法（抜粋）

第 46 条第 4 項 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第 45 条第 1 項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第 59 条第 5 項 都道府県知事は、第 1 項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

## ◆社会的養育専門部会

### 概要

- ・平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 1 号「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」において策定が求められる「大阪市社会的養育推進計画」についての意見を述べる。

### 審査事項の内容

- ・大阪市社会的養育推進計画の策定にかかる審議

### 開催状況

審議事項について、外部有識者の意見を聴取するため会議を開催

- ・平成 30 年 11 月 13 日（火）

大阪市社会的養育推進計画の策定について  
各種児童のニーズ調査 調査票（案）について  
「社会的養育専門部会」での取り扱いについて

- ・会議に参画いただいた外部有識者について、全員、「社会的養育専門部会」委員就任についてご承諾いただけたため、大阪市社会的養育推進計画の策定について「社会的養育専門部会」でご審議いただくこととしている。